

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2010年8月3日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0002  
住 所 札幌市中央区北2条西7丁目

電 話 番 号 011-251-3897

評 価 機 関 名 北海道社会福祉協議会

認 証 番 号 第10-006号

代 表 者 氏 名 会長 三宅浩次

下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	藤田 裕行	組織・福祉	第00089号
	(2)	中村 健治	福祉	第00159号
	(3)	山崎 美智子	福祉	第00150号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	鉄道弘済会 旭川保育所			
運営法人名称	財団法人 鉄道弘済会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2009年10月28日	～	2010年8月3日	
利用者調査実施時期	2009年12月21日	～	2010年1月12日	
訪問調査日	2010年3月4日			
評価合議日	2010年7月15日			
評価結果報告日	2010年8月3日			
評価結果の公表について事業所の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について事業所が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

## 北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

## ①第三者評価機関名

北海道社会福祉協議会

## ②事業者情報

名称：財団法人鉄道弘済会 旭川保育所	種別：保育所
代表者氏名：中山 美知子	定員(利用人数)：90 名
所在地：〒070-0872 旭川市春光2条8-1-3	TEL 0166-51-0572

## ③事業者の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

## ④総評

## ◇特に評価の高い点

## ○利用者・職員と一体化した個性ある保育所づくりについて

組織面においては、法人全体の体制整備が充実しており、その策定過程における意見集約の場に、旭川保育所から北海道管理部を通じた積極的な提言を行うことにより、保育所の充実を図りつつある努力が伺えます。法人の理念、基本指針、中期計画に旭川保育所の目指す個性を加味して、保育所としての理念、基本方針、保育計画を策定し、職員、利用者との協働による施設運営を行っています。その際の会議、説明会、懇談会、個別相談などでの所長・主任保育士・担当保育士などによる各レベルにおける対面手法の導入が、一層の効果をあげています。人材育成も、法人の方針を更に具体的に協議し、職員本人の希望、保育所の方針を踏まえた「個別研修計画」を策定して推進しています。また、逆に職員からの組織・サービス改善の発想は、『GOGOKAIZEN』への応募を推奨することにより、職員の総意の下で具体的な改善を生み出し、組織と職員が一体になった経営を実践しています。

## ○地域や関係機関との連携、社会資源の有効利用について

保育理念や保育方針の中に「地域社会から信頼される保育所を目指す」と掲げています。保育実践で、園外活動として美術館・動物園への見学、小学校のお祭り行事への参加、公民館で百寿大学の高齢者との触れ合いなど積極的に社会資源と関わる取り組みが行われています。また、園行事の開放や園文庫へのお誘い、中学生の保育所体験事業など、地域に向けて園の理解を深める取り組みをしています。園外へ、園内へとの双方向に向けての園の取り組みは高く評価できます。地域子育て支援事業として「地域子育て支援センター・おひさま」「子育て相談・赤ちゃん教室・育児サークル支援・子育てサロン」など地域のニーズに応え、一般家庭への子育て支援を行っています。これらの事業は、地域の子育て支援の拠点としての役割を果たし高く評価できます。

## ○豊かな心を育む園文庫の活動について

“子どもに絵本の楽しさと豊かさを”との思いから保育士と保護者が一緒に園文庫を開きました。30年経った現在約3000冊の絵本が揃い、豊富な絵本に囲まれた環境がつくられています。保育実践では、0～5歳児までの系統的な絵本の読み聞かせを通し、子ども達の豊かな感性を育てています。また、地域的一般家庭に向けて、毎日「おひさま文庫」として絵本を貸し出し、親子で絵本を楽しむ機会を設けています。園文庫では、園文庫だよりを年4回発行したり、各年齢に合わせた「絵本リスト」を作成し配布、絵本の素晴らしさを保護者の家庭や地域にまで広めていることは高く評価できます。

○保護者・父母会への働きかけについて

入園後4月に保育懇談会、5月に保育内容説明会、年3回のクラス懇談会、2回の個人懇談会、2回の保育参加日を設けるなど回数や内容、時期の設定などを検討し、保護者へ極め細かく丁寧な対応をしています。保育の様子や保育所での様子を知ってもらい、子育ての負担感や悩みなど親の心情に寄り添い一緒に子育てをしていこうという園の方針が伝わります。また「人が集い、交わり、共感し、豊に育ち合うこと」を目標に、個別ばかりではなく園全体の保護者へも働きかけています。父母会主催のバザー運営、園行事参加などで親同士の交流や職員との良好な関係を構築するために、父母会への側面的な支援を行っていることは高く評価できます。

○特別支援（障がい児）保育の取り組みについて

平成11年から発達に心配のある子どもの特別支援保育を実施し、現在市指定枠3名を越える9名を受け入れています。医療機関や療育機関と連携を密にとりながら保育を進め、療育を受ける子どもに保護者と同行して相談や助言を得ています。また、関係機関から来訪を受け、普段の園での子どもの様子や生活も見てもらい、関わり方などの指導を受けています。保護者に対しては不安や悩みを受け入れつつ、常に情報交換をしあい、現在の子どもの姿を共有しています。ゆっくり丁寧に関わる特別支援保育は保育の原点であり、園全体で大切に考え、極め細かい保育に取り組んでいます。子ども同士の関わりや安定した保育の場の提供により、子どもの可能性をさらに引き出し影響しあいながら育っていくことを目指す取り組みは、園全体の保育の質の向上にもつながり高く評価できます。

◇改善を求められる点

○高い水準にある保育実践・保育所運営を継承するための人材育成について

所長、主任保育士の保育観、保育所運営の達している水準は、利用者、保護者、地域の関係機関などに安心と信頼感を醸成しています。すべての職員が同等の水準であることは組織構成上、稀なことでしょうが、利用者などの期待は他の職員にも同じ水準を求め、一部の保護者は格差を感じていることもアンケートなどで確認されています。ただし、それゆえに旭川保育所においては人材育成に対する強い動機が生じており、職員個々の自己研鑽と、それを支援する組織的取り組みにより、改善は確実に進んでいます。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

当保育所では、平成16年度に「(社)全国保育士養成協議会」の第三者評価を受審し、今回は2回目の受審でした。当保育所では、子どもの主体性を大切にしながら温かい保育の中で、子どもが豊に心と身体を育み、人格形成の基礎を培うと共に、保護者の皆様が安心して子育てを楽しみ、一緒に子どもの育ちを喜び合えるような保育所でありたいと考えてきました。今回の受審に際しては、保育のあり方や運営面を振り返り、全職員で目標をもって学習会や検討を積み重ねてまいりました。この度、評価結果をいただき、細部に亘る丁寧な審査とコメントに職員一同大変感謝しています。今後も信頼される保育所づくりを目指し、人材育成にも努力してまいりたいと思います。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 22 年 1 月 8 日

経営主体 (法人名)	財団法人 鉄道弘済会		
事業所名 (施設名)	鉄道弘済会 旭川保育所	種別	保育所
所在地	〒 070-0872 旭川市春光 2 条 8 丁目 1 番 3 号		
電 話	0166-51-0572		
F A X	0166-59-2020		
E-mail	<a href="mailto:tetsudou-ho@kousaikai.or.jp">tetsudou-ho@kousaikai.or.jp</a>		
U R L			
施設長氏名	中山 美知子		
調査対応ご担当者	中山 美知子 (所属、職名：旭川保育所、 所長 )		
利用定員	90 名	開設年	昭和 32 年 10 月 1 日
理念・基本方針： <保育理念> 一人ひとりの子どもを大切に、保護者や地域から信頼され選ばれる保育所を目指す。 <基本方針・保育方針> ◎安心して過ごせる保育の中で、子どもの最善の利益が守られ、子どもの可能性を大きく育む保育を目指す。 ◎全職員の専門性を高め、在園児および地域の子育て中の親へ、適切な子育て支援を行う。 ◎地域や関係機関との連携により、保育所機能を充実させ、保護者や地域社会から信頼される保育所を目指す。			
開所時間 (通所施設のみ)	午前 7 時～午後 7 時まで		

**【本来事業に併設して行っている事業】**

(例) 身体障害者施設における通所事業 (定員〇名)

- ・ 地域子育て支援センター事業
- ・ 障害児保育
- ・ 延長保育

【利用者の状況に関する事項】（平成 21 年 4 月 1 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（老人福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
名	5名	14名	14名	22名	23名
5歳児	6歳児	合 計			
24名	名	102名			

○障害等の状況

・身体障害（障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	名	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名	名
合 計	名	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障害（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障害（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合 計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育園を除く)

	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: \_\_\_\_\_ )

【職員の状況に関する事項】(平成 21年 4月 1日 )

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	24名	1名	名	名	名
非常勤	5名	名	名	名	名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	名	名	19名	1名	名
非常勤	名	名	4名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	名	1名	名	名
非常勤	名	名	1名	名	名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「(生活・支援)相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	19名 ( 4名)
看護師	1名 ( 名)
栄養士	2名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は ( ) に記入)

**【施設の状況に関する事項】**

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	
(2) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和 年
(4) 改築年	平成 年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	628.22 m <sup>2</sup>
(2) 園庭面積	1632.31 m <sup>2</sup>
<small>(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。 (例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行って外遊びを行っている。</small>	
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和 32年
(5) 改築年	平成 3年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	m <sup>2</sup>
(3) 敷地面積	m <sup>2</sup>
(4) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和 年
(6) 改築年	平成 年

### 【ボランティア等の受け入れに関する事項】

- ・平成 21 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

191 人

- ・ボランティアの業務

地域子育て支援センターでは、平成 11 年度から、子育てボランティアの育成講座を開催し、ボランティア登録後活動している。子育て講座での託児、親子遊びの広場での人形劇や遊びの補助、子育てサロンでの支援、園行事への協力等の活動がある。ボランティアの資質向上のため年 4 回の研修会を実施し、現代の子育て事情や支援についての理解を深めている。

### 【実習生の受け入れ】

- ・平成 21 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 \_\_\_\_\_ 人

介護福祉士 \_\_\_\_\_ 人

その他 21 人

### 【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

入所説明時、クラス懇談会、保育参加日、父母の会総会、父母の会幹事会、個人懇談、保育内容説明会、送迎時の会話、連絡ノート、意見箱により意見を聴取している。何よりも日常的に話しやすい関係性を大切に考え、子どもを中心にして関係作りをしている。また、保護者同士の関係を、同じ子育てを支え合う仲間として捉え、親同士のつながりを深めるよう働きかけている。

### 【その他特記事項】

当保育所の特色である「園文庫」は、1979年から父母の会と協力して活動を開始する。現在、絵本総数3000冊は、玄関ホールまた各クラスの本箱にあり、保育での読み聞かせと家庭への貸し出しをしている。絵本は、子どもの感性や心を育てるものとして「各年齢別絵本リスト」を一年間の学習と検討により作成。保護者には、「園文庫だより」を発行し絵本の大切さを説明し、親子読み聞かせから親子関係支援に繋げている。

子どもの身体を育てるために、四季を通した戸外遊びや散歩、リズム運動、体育遊びに取り組んでいる。また、保育所保護者と地域の子育て家庭への親支援に取り組んでいる。

職員研修として、保育事例レポートや保育実践発表を保育士全員が提出、自分たちの保育を研究している。本部で発刊している「保育実践研究集」は、現在第3集のまとめに入っている。

# 評価細目の第三者評価結果(保育所)

## 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a	法人全体の基本理念を踏まえた、施設独自の保育理念を定め、パンフレット、要覧、保育内容説明資料などに明示し、施設内にも掲示している。理念を実現するための考え方や組織体制については、保育基本図に簡潔に整理され、施設運営との整合性が確認できる。
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	保育理念、保育方針、保育目標が一環した内容になっており、具体的な「保育の基本内容」の根拠となっている。保育基本図に、理念、保育方針を具体化するための組織に関する課題認識、社会資源との連携などを示し、日常業務との整合性が確認できる。
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	各会議、委員会や研修において、理念・基本方針について継続的に周知を行っている。法人としての考えについても、本部で検討した内容は所長会議に伝えられ、北海道の保育所の所長・主任会議を経て職員会議に付議される仕組みを確立している。
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	要覧・HPに掲載するとともに、保育内容説明会や懇談会において毎年、説明している。保育内容説明会は、新入児の父母だけではなく、在園児の父母も対象としている。アンケートでも、具体的な保育内容を含めての丁寧な説明に、95%の保護者が満足している。

### I-2 計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a	理念や基本方針の実現に向けたビジョンは、会議や委員会において検討・周知を図っている。また、当面する課題については、臨機応変な評価・改善を実施している。職員配置や人材育成も、中期的な組織的目標設定ができており、それに基づいた個別計画の策定まで実現している。
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	法人の中期経営計画に基づく保育所の3年計画を策定している。地域の状況や、利用者ニーズ、保育実践上の課題などを踏まえ、目標を明確化した事業計画を策定している。
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	a	年齢別会議、特別支援保育担当者会議、給食会議、保育会議を定期開催し、集約した課題については全職員で構成する職員会議で検討している。保育計画策定は、その結果を踏まえ、職員全員が準備作業に関わるなど、組織的な取り組みとしている。
I-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	a	4月に開催するクラス懇談会をはじめ、入所時において保育計画を説明している。計画策定段階から全職員が参画していることから、職員の課題認識は共通している。一方、家族アンケートでは、保育所からの説明・情報提供には満足度が高く、サービス計画などの周知も具体的で丁寧な対応が評価されている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	管理規定に明文化するとともに、業務分担表や諸会議の構成図に、その役割と責任を明示している。法人の示す方向性を体現するとともに、職員会議や所内研修において、所長の位置付けと役割を表明している。職員の改善意見を促す場や、保育内容説明会、懇談会において、利用者・職員の信頼度を把握し、自らを評価する機会としている。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	遵守すべき法令などについては、法人として資料を作成・配布しており(コンプライアンス宣言、Q&A)、職員に示すべきことに関する研修を実施している。所長は、法人内外の研修会に積極的に参加し、職員に対しても、法令遵守に関する理解を促している。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	a	所長・主任を始めとする保護者との日常的な相談・助言の体制・雰囲気づくりは高い評価を得ている。連絡ノート以外の対応についても臨機応変な対応が安心感を生んでいる(アンケート結果)。また、職員が保育ニーズに即した課題を協議し進んで改善意見を述べる組織体制づくりを始めとして、リーダーシップを発揮している。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	a	法人が進める業務の改善、効率化を一体的に進める一方で、法人独自の「改善提案制度-GOGOKAIZEN」への積極的な取り組みを促し、経験の少ない職員の、日常的な保育に直結する課題意識を高めている。

評価対象II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	社会福祉事業の動きについては、外部研修や厚生労働省HP、保育専門誌等で情報を得つつ、地域情報の特徴・変化についても、旭川市の次世代育成計画行動計画策定に参画するなど、積極的な情報収集に努めている。また、地域の潜在的ニーズについても、子育て支援連絡会などから把握しており、保育所の経営の基礎データとしている。
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	a	法人全体の経営分析の他に、北海道管理部において実施する所長会議において決算、事業報告を分析している。「改善提案制度-GOGOKAIZEN」に取り組む視点は、コスト意識にも反映し、職員の経営意識の向上につながっている。
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a	法人は、公認会計士による外部監査を実施している。また、北海道管理部を通して法人の経営改善に関する指導を受け、所長、主任が現場への反映に結び付けるなど、所期の成果をあげている。

## II-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	人材育成に関する基本方針、人員配置の具体的なプランを確立しており、人事管理に関する基本的な考え方を設定している。職種に応じた専門資格の取得促進は、保育方針、保育所運営計画の中に明記しており、重点事項であることが伺える。障がい者雇用に関しては法人で対応している。
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	法人として人事考課制度を導入し、職員評価などに取り組んでいる。保育所においても、所長の個別面談を併せて実施し、制度の理解、組織活性化への活用の意図を伝えている。評価者の客観性・公平性を担保するための専門研修も継続して実施している。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	職員の就業状況に関するデータを把握している。年休取得についても代替職員の確保により抵抗感を感じさせない配慮をしている。定期的な自己申告と所長面談、また、日常的な主任からの情報により、適宜、改善する仕組みを整えている。メンタルヘルスに関しても、職員相互の見守りや臨床心理士への相談を随時、行っている。
II-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	a	法人としての福利厚生が充実しており、健康保険組合による健康増進も図っている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	法人の中期経営計画の基本理念・行動指針に、専門的かつ質の高いサービス提供を明示している。保育方針・保育所運営計画でも専門性の向上を明記し、時代の保育ニーズに対応した研修や各年齢における事例研究に、積極的に取り組んでいる。
II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a	保育所としての研修計画に基づき、個別の研修計画を策定し、個々の職員のスキルアップにおいて、必要に応じて保育所内外の研修を受講している。また、正職員は全員、保育士、看護師、栄養士、調理師等、担当職務に応じた専門資格を保有している。
II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	研修受講後は、個々の職員が研修受講レポートを作成し、会議の場で他の職員に伝達する仕組みをとっている。研修受講の成果は、日常業務への反映などの評価を行い、新たな研修計画(カリキュラムなど)に反映している。内部研修においても、事例研究の成果に関する報告会を年間5~6回開催し、職員にフィードバックしている。
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	a	後進の育成に努めるとともに、保育・子育てへの理解を深める意義の下で、実習生受入を行っている。また、担当者・連絡窓口は主任保育士があたることとし、実習の概要・注意事項などが記載されたマニュアルを整備している。実習中の責任の所在については、養成校と交換している文書に記載され、覚書に代替することを確認した。
II-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	a	保育全般を学び、体験できるようなプログラムを作成し、実習生個別の特性に応じた指導を行っている。

II-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など、利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	事故発生時の対応については、保育所運営計画に基づいた非常対策訓練の実施、火災時などの迅速な連絡体制が示され、事故防止・軽減のための方針・計画が示されている。災害・事故・感染症などへの対応は、安全管理プロジェクトでの定期的点検と見直しを実施しており、各種マニュアルの整備が確認できる。
II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a	リスク分析・検討については、法人として危機管理体制の充実を図る一方、保育所でも事故の事例検討や研修を実施している。職員会議でも、登園時のチェック内容や日誌に添付しているヒヤリハット事例の検討を実施している。所内の消毒は毎日、必要時に実施され、遊具の点検は毎月、定期的に行っている。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	理念、方針、保育所運営計画に、地域との連携を深め地域社会から信頼される保育所づくりを明記している。地域の行事などの情報を掲示し、子どもの関心を広げ、社会体験の場としても活用する意図が確認できた。近隣の中学校や小児科医、元保護者であった民生児童委員など、地域の諸機関、住民の方々との日常的なコミュニケーションを密に行っている。
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	専門的機能の地域還元に関しては、「地域子育て支援センターおひさま」が実施する、子育てサロン、子育て相談、研修などの開催を屋外の掲示板に掲示し広く参加を呼びかけている。また、障がい児保育を含む電話相談の周知はHPなど、多様な媒介で実施している。保育所の行事への参加もポスター、回覧板などで呼びかけ、園文庫だよりを発行し図書の貸出も行っている。
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	保育事業基本図に、地域の子育てボランティア育成を明示している。地域子育て支援センターの事業として、子育てボランティア育成プログラムを策定し、ボランティア育成のための研修を実施している。また、ボランティア受入の手続き、内容を記載したマニュアルを整備している。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	地域の社会資源や、非常時連絡先、法人内部署などをリストアップし、一部は掲示するなど、即時の対応が可能な状態としている。必要な社会資源、連携先については、各種会議で周知を図っている。
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	医療機関、自治会、民生児童委員との連携は子育て連絡会などにおいて、定期的に行っている。小学校との継続的な連携は、夏と秋にバザーを兼ねた卒園児交流会の開催や学校の評議員を務めることなどにおいて行っている。また、地域の子育て支援センターとして、虐待、子育て困難などに対応するネットワークの核となっている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	保育所の持つ専門機能を通じて、保育・子育てニーズを的確に把握している。また、社会福祉協議会が主催する「わんぱくフェスティバル」や育児サークルリーダー研修会に参画し、より広い子育てニーズの把握に努めている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	新たに把握したニーズに関しては、既存の研修カリキュラムや相談事例の検討に活用している。同時に、保育所の3年計画、単年度計画の定期的な見直しの際の、検討要素として活用を図っている。地域子育てサロンへ支援している。子育て講座を開催している。特別支援保育及び早朝・延長保育に取り組んでいる。園文庫の絵本を地域住民に貸し出ししている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	a	「一人ひとりの子どもを大切に、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育所を目指す。」を保育理念とし、保育所は子育てのパートナーとして地域の中で、家庭と一緒に子育てを目指している。鉄道弘済会本部によりアクションプランが作成され、それに基づいて本部から講師が来て勉強会を実施するなど、職員全員が理解できる環境を整え取り組んでいる。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	b	プライバシー保護に関するマニュアルを作成し、園内でも配付・勉強会等を実施している。トイレのカーテンなどプライバシー保護について配慮しているが、3歳未満児のトイレについては、安全の観点からトイレがオープンになっている。今後、プライバシー保護と安全を踏まえた取り組みに期待したい。
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上を意図した仕組みを整備している。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上を意図した仕組みを整備している。	a	入園のしおり、保育内容説明会、お便りなどの紙ベースのものから、保護者との懇談の場など（個人懇談は各年齢別に年2回ずつ実施など）をつくっている。また、保護者の声を園の方針等にも生かしている。懇談会記録はクラスごとに作成している。登園時には、玄関で担当職員が、一人ひとりに声かけをして、話せる雰囲気づくりに取り組んでいる。
Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の上に向けた取り組みを行っている。	a	月1回の職員会議のほか、毎週月曜日の保育会議などで利用者の要望などを検討する場があり、必要に応じて利用者・家族のアンケートを実施している。その結果などは、職員会議録を作成するとともに、保護者に対しては、お便りや掲示板などを活用して周知している。
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	保護者との懇談の場として、クラス単位、個人単位の面接など体制を整備している。保護者に対する周知については、子どもの様子を書いたお便り以外に、配付物や掲示などで工夫している。また、事務所内に面談室を確保している。日ごろから保護者へ声かけし、話しやすい関係構築に努めている。
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	苦情解決窓口設置要綱並びに第三者委員を整備しており、玄関などにも掲示している。また、何でも話せる環境として「意見ポスト」も設置している。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	対応マニュアルを整備しており、定例の検討の場だけではなく、迅速に対応する段階的な各種会議を設置している。結果についてもお便りなどで周知している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた組織的な取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	平成16年度から自己評価プロジェクトチームを組織しており、分野別(①発達援助の基本、②健康管理・食事、③保育環境(安全管理)、④保育内容、⑤子育て支援、地域支援)評価会議を随時開催している。また、必要に応じ各会議に専門職も参加している。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a	自己評価プロジェクトによる評価結果を分析し、職員間で課題を明確化し共有している。次年度の計画やカリキュラムに反映している。
Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a	課題や改善点については、リーダー会議や年齢別会議で見直している。また、法人としてGOGOKAIZEN(日常生活の不都合な事柄を職員自らが気づき改善策を考える)に取り組んでおり、法人全体及び個々の職員に定着している。
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	乳児に対する取り扱い手順書を整備しており、デイリープログラム、保育者の関わり、配慮・環境設定などのマニュアル化もしている。また、個々の発達状況に応じ家庭と連携しながら取り組んでいる。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	懇談会や参観日、個人懇談、日常的な利用者の意見などを定期的に職員会議などで検証しサービスの向上に努めている。特に、個々の問題については、各部会など見直しを具体的に進める仕組みができています。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	一人ひとりの子どもに関する指導計画や成長記録などを整備しているとともに、保健指導や健康管理などの記録も整備している。また、事故報告記録も整備しており所長と主任が管理している。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	法人として管理規程や個人情報保護取り扱い規定などを整備し、管理者も定めており、事務室において管理している。保護者への情報開示規定がある。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	日々の情報は、口頭や文書でクラス担当者に伝えており、園全体としては、定期的な職員会議などで職員が共有する仕組みができています。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	要覧の配布、育成会発行の保育所ガイドブックの活用、見学希望者の受け入れ説明の実施以外に、ホームページの開設や地域子育て支援センターでの「おひさま」のパンフレット、子育てニュースの配布を行っている。また、見学説明時にパンフレット(入園のしおり)を配布している。
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	園としてアセスメントマニュアルで受け入れまでの流れを整備するほか、保護者との懇談のときに、個別面談をして説明・同意を得ている。また、園日よりや掲示物などにより必要に応じて保護者への説明や周知を行っている。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	プライバシー保護を十分に配慮しサービスの継続性を踏まえて情報提供を行っている。進学先の小学校との連携については、所長が学校の役員を受けており、連携を図っている。また、おひさま文庫など卒園児が関わりを持てる「場」の設定もできている。入園のしおりにサービス終了後の相談受付について明示している。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	入所時に一人ひとりの子どもの児童票を作成しており、変更などについては、個人懇談などで情報を得ている。また、手順は、園児アセスメントマニュアルを整備している。
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	a	対応マニュアルを整備しており、職員会議などにおいて全体共有し一人ひとりの子どもの状況に応じニーズを明示している。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a	指導計画は担任が作成し、所長・主任が確認し、会議にかけ総合的に策定している。手順については、保育実施マニュアルを作成している。また、サービス実施計画策定の責任者を決めている。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	各種会議において評価・見直しを行っている。なお、年度末に年間の評価・見直しを行い、次年度に反映している。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 子どもの発達援助

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 発達援助の基本		
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	a	保育計画は新保育指針・法人の理念や基本方針に基づき作成し、年度初め入園のしおり・保育内容説明会の資料などで明示し、実践している。また、地域や専門機関との連携の中で地域の実態を把握すると共に、保護者へのアンケートも定期的実施し意向を考慮し作成している。
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	a	指導計画は月1回の職員会議で月案、週1回の保育会議で週案をもとに自己評価を行っている。会議で協議した結果は次回の指導計画の見直しに活かし、必要な場合は改定を行っている。
A-1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	健康管理マニュアルがあり、健康状態に関する情報を職員に周知している。登園時の視診や保護者からの連絡により、担任と看護師の連携で子どもの健康状態に気を配り、子どもの状態に合わせて対応している。投薬が必要な場合は、薬剤使用記録を作成し保護者との連携を密に行い実施している。
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	健診は年2回実施し、健診後嘱託医・職員・看護師でカンファレンスを行い、結果は全職員が共有している。家庭へは個別の連絡票で通知している。保健だよりを発行し、家庭保育に反映している。
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	歯科検診は年1回実施し、結果は嘱託医とカンファレンスを行い、全職員に周知している。家庭へは連絡票で通知している。園児の歯の健康状態に配慮し、歯磨きを奨励、0~2歳児はブクブクうがいを行っている。
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	a	「感染症対応マニュアル」があり、全職員が対応できるように、看護師を中心に実地訓練をしている。看護師の指導のもと、日々の健康管理として手洗い・うがい・清掃・換気を励行している。発生時には、直ぐにクラスのホワイトボードや玄関にお知らせを掲示し、保護者が状況を把握できる対策をとっている。

<p>A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>個々の子どもの発達状況に配慮し、子どものペースで食べようとする意欲と自発的行動を大切にしている。毎年嗜好調査を行い、献立に反映している。園児が自分でおかわりや盛り付けをしたり、行事食、畑づくり、クッキング保育など「食を楽しむ」ための工夫をしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。</p>	<p>a</p>	<p>和食を中心に献立を作成している。給食アンケート・日々の残菜調査・保育士とのやりとり・栄養士の喫食中の見回りなどを行い、献立や調理を工夫している。季節感のある行事食や手作りおやつを多く取り入れ、食器の材質や形にも配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>毎月、献立表と給食だよりを発行している。玄関前に展示食を掲示し、希望者に家庭でできるレシピを紹介したり、子どもの食事について情報を提供している。参加日に試食してもらうなど、成長期にある子どもの食育の重要性を伝えている。園児には『食』に興味を持つように、栄養士が子ども栄養指導を年3回行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>医師による指示のもと除去食を提供している。保護者・担任・栄養士・看護師が連携を密にしている。除去食は間違いがないように確認しあい、トレイにネームプレートをつけるなど安全確認のチェック体制を整備している。他の子どもとの相違に配慮し、出来あがりも似た形に調理を工夫している。</p>
<p>A-1-(3) 保育環境</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>地域特有の夏期の蒸し暑さ対策にエアコンを設置するなど、採光・通風・換気に配慮している。特に清潔な環境を整えるために日々点検し、日誌に記録している。子どもの安全確保のため安全確認チェックリストがあり、マニュアルに沿って定期的に点検、記録している。寝具は月2回保護者が持ち帰り、消毒や乾燥をしている。</p>
<p>A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもがくつろげる雰囲気を作るため、各保育室に遊びや絵本のコーナーを設置している。園庭が広く自然とふれあう場があり、園内では季節に合わせ行事に由来した壁面装飾を取り入れるなど保育環境を工夫している。</p>
<p>A-1-(4) 保育内容</p>		
<p>A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。</p>	<p>a</p>	<p>一人ひとりの生活実態や生活リズム、成長に応じた「成長の記録」がある。極めの細かい子どもの成長・発達の記録などにより、職員会議などで全職員が個々の情報を共有しながら、対応を検討している。</p>
<p>A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。</p>	<p>a</p>	<p>乳児などの睡眠時一人ひとりの生活リズムに合わせ、安心した気持ちで充分休息をとり目覚められるように保育士が寄り添っている。排泄もトイレでの排泄感覚を掴み、布パンツへの移行を行うなど一人ひとりにあった個別の対応をしている。</p>
<p>A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの発達に応じた遊具や絵本などを用意し、遊びのコーナーも柵や仕切りで自由に取っ出し遊べるように工夫している。朝夕の自由遊びの時間、行事などで異年齢のグループ構成で楽しく遊べる環境を設けている。</p>
<p>A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかがわかれるような取り組みがなされている。</p>	<p>a</p>	<p>園外保育(美術館・児童センター・動物園など)に積極的に取り組み、社会資源と関わる機会を設けている。園庭が広く、冬期間は年長児が歩くスキー、他の園児はそり遊びやかまくらづくりなどの雪遊び、夏は全園児がアスレチックを行うなど自然にふれる機会を多く設けている。</p>

A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	a	毎日、絵本・紙芝居などの読み聞かせを行っている。楽器・造形素材を自由に使い、表現活動を楽しめるように保育室の棚に用意している。子どもたちの作品を工夫して展示し、成長の様子の記録として保護者に伝えている。
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	a	子どもの考えや意見が反映される「話し合い活動」に力を入れ、他者の気持ちを理解できるような保育実践をしている。生活を通しての活動があり、3歳以上児では、無理のない当番活動を行うなど社会的なルールを守る取り組みをしている。
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	a	子どもの人権に関する園内研修や話し合いを実施し、共通化を図っている。子どもが自分の考えを表明し、他の子どもの話を理解できる年齢に応じた「話し合い活動」を行い、お互いが認めあえるよう配慮している。

	第三者評価結果	コメント
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	a	ジェンダーフリーの考え方を会議などで話し合い共通認識を持っている。男女混合名簿など、男女の性差について固定観念を与えないよう保育を進めている。
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	離乳食の進め方や日々の食べたものなど、家庭と十分に連携を取るよう努めている。一人ひとりの乳児にあわせた関わりを持ち、安心して過ごせる環境作りに配慮している。「乳児保育マニュアル」により保育を行っている。
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	各保育室での午後の自由遊びを、一日の生活の中でほっとできる場面になるように配慮をしている。延長保育では、延長保育専用の保育室で延長保育用の遊具や軽食を用意し、家庭的な雰囲気の中でゆったり過ごせるように配慮している。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	一人ひとりの発達や障がいの状況を特別支援保育担当の保育士から、ケース紹介、保育内容、配慮する点などを会議で報告し、全職員で検討し共有化している。保護者とは日々の連絡ノート、定期的な懇談を年2回実施し、情報交換し合い、信頼関係を深めるようにしている。専門機関に相談助言を受け、連携を密にして発達支援を行っている。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	a	家庭からの連絡ノート、朝夕の送迎時のやりとりにより情報交換や相談を受けている。保育参加日・クラス懇談会・個別懇談会などを実施し、保護者と園での様子や家庭での子どもの状態を共有し、保護者や子どもの不安の軽減を図っている。
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	a	入園時に家庭の状況を記入する児童票を作成し、個人懇談会で個人懇談実施記録に記載すると共に、必要に応じ成長の記録に記載している。保護者との日々の対話や連絡ノートでのやりとりを保育会議で報告し、会議録に記載している。
A-2-(1)-③ 子ども発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	年3回のクラス懇談会、2回の保育参加日、保育内容説明会、父母の行事などで保護者との共通理解を得るための機会を設けている。懇談会では、園長・看護師・栄養士が各クラスを回り相談を受けている。2歳児以上のクラスでは各クラスの掲示板に保育内容・日々の子どもの様子や発達について、0~1歳児は連絡ノートで報告し、保護者と共通理解をしている。

A-2-(1)-④虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	a	「子ども虐待防止マニュアル」に関する研修を行い、職員間で問題意識を持ち、日々の保育のなかで子どもの様子を把握し、未然の防止や早期発見に努めている。疑わしい場合には、速やかに園長に報告する体制が整っている。
A-2-(1)-⑤虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	a	「子ども虐待防止マニュアル」を整備しており、園長が虐待に関する報告を受けた場合、直ぐに関係機関との連携、関係機関への通告を行う体制ができている。主要連絡先については常に把握し、明示している。
A-2-(2) 一時保育		
A-2-(2)-①一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。		未実施

A-3 安全・事故防止

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-①調理場、水回りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	a	「大量調理施設衛生管理マニュアル」に沿ってチェックリストを作成し、日々点検し、必要があれば見直している。また、調理室の衛生管理は適切に行われている。裸足保育のためトイレはトイレ用スリッパ、ペーパータオルを使用するなど衛生管理に配慮している。水回りにはチェック表を貼り定期的に点検している。
A-3-(1)-②食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	a	「食中毒対応マニュアル」を整備し、衛生管理に努めている。担当職員の研修と全職員の学習会を行っている。発生時には、速やかに保健所・嘱託医と連携し対応するシステムが整っている。
A-3-(1)-③事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	a	事故を未然に防ぐためのヒヤリハットの報告書、事故が起きた場合に事故報告書を作成している。各年齢の子どもの危険リスク特徴を理解し、事故防止意識を高めている。安全管理委員会を中心に安全管理について定期的に点検し、確認を行い、職員会議で伝達している。また、園児に対し安全教育を実施している。
A-3-(1)-④事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	火災・地震・台風などの緊急時の対応は「事故・災害対応マニュアル」により、避難経路・避難方法・職員の役割・通報について明示している。安全管理委員会を中心に、定期的に職員研修を実施し、実地訓練とシュミレーションで改善を図っている。
A-3-(1)-⑤不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	「不審者対応マニュアル」を整備している。定期的に見直し、場面ごとに対応できるように職員間で周知徹底している。毎月の避難訓練時に合わせ不審者対応訓練を行っている。小・中学校が隣接する文教地域であり、近隣交番の警察官の特別防犯パトロール区域である。玄関前に防犯カメラを設置し、2週間分録画するなど日常の防犯体制を整備している。